

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法(移動平均法)

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格に基づく時価法

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格に基づく時価法

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の負担に属する額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。但し、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法により計上しています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

2 重要な会計方針の変更等

- (1) 会計方針の変更
該当なし
- (2) 表示方法の変更
該当なし
- (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更
該当なし

3 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃
該当なし
- (2) 組織・機構の大幅な変更
該当なし
- (3) 地方財政制度の大幅な改正
該当なし
- (4) 重大な災害等の発生
該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

団体(会計)名	履行すべき額が確定していない損失保証債務等		総額
	損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
葛城広域行政事務組合	-	202 千円	202 千円
国保中央病院	-	268,118 千円	268,118 千円
奈良県広域消防組合	-	136,509 千円	136,509 千円
公営企業債等繰入見込額	-	4,521,791 千円	4,521,791 千円
計	-	4,926,620 千円	4,926,620 千円

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
一般会計
墓地事業会計
学校給食特別会計
用地取得事業特別会計
- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	-
連結実質赤字比率	-
実質公債費比率	8.2%
将来負担比率	48.2%

- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度の支出予定額
該当なし

- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

はしお元気村地域マルシェ整備事業	22,300 千円
町議会議員選挙費	4,795 千円
西保育園屋根改修事業	13,343 千円
認定こども園新設事業	18,629 千円
防災重点ため池防災減災整備事業	4,599 千円
社会資本整備総合交付金事業	103,225 千円
沢地区清福寺池護岸整備事業	12,100 千円
平成緊急内水対策事業	208,000 千円
都市計画マスタープラン改定業務	4,768 千円
竹取公園周辺地区まちづくり基本計画策定業務委託	5,654 千円
都市計画道路見直し検討業務	4,010 千円
道路法線見直し検討業務	8,000 千円
箆尾準工業測量設計・地質調	25,366 千円

査業務

西谷公園整備事業	24,688 千円
西体育館屋根改修事業	29,528 千円
ICT 関連環境整備事業	265,000 千円
真美ヶ丘第二小学校トイレ改修事業	56,350 千円
真美ヶ丘中学校トイレ改修事業	44,300 千円
中央体育館駐車場整備事業	17,635 千円
保育対策総合支援事業	3,265 千円
地域づくり団体創出補助金	340 千円
子ども・子育て支援交付金	1,141 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳
該当なし
- ② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 7,932,184 千円
- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	7,386,564 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,009,317 千円
将来負担額	17,223,134 千円
充当可能基金額	2,807,728 千円
特定財源見込額	0 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	11,338,968 千円

- ④ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 46,493 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

- ① 固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分(不足分)
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支(プライマリーバランス) 199,614 千円
- ② 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	11,390,388 千円	10,861,757 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	172,592 千円	156,425 千円
資金収支計算書	11,217,796 千円	11,217,796 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(墓地事業特別会計・学校給食特別会計・用地取得事業特別会計)の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳
資金収支計算書

業務活動収支	833,232 千円
減価償却費	△796,067 千円
資産除売却損	0千円
資産売却益	2,833 千円
長期延滞債権＋未収金の増減額	△14,980 千円
徴収不能引当金の増減額	1,002 千円
棚卸資産の増減額	△167 千円
退職手当引当金の増減額	163,462 千円
賞与引当金の増減額	△2,778 千円
国県等補助金収入(投資活動収入)	1,924,548 千円
その他の収入	144,760 千円
純資産変動計算書の本年度差額	3,847,979 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額および利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	3,000,000 千円
一時借入金に係る利子額	0 千円

⑤ 重要な非資金取引

該当なし